

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の一地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の一地先まで	五・四〇	五・四〇	一七・一	六八・〇
	九・六〇	五・四〇	九・六	七一・七

山梨県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十一年七月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
上野原市大字鶴島字飯米場四五〇五番の七地先から 上野原市大字鶴島字田代三四二二番の一地先まで	三・五〇	三・五〇	四一・〇	九八〇・〇
	九・三〇	三・五〇	九六・〇	八〇〇・〇
	三・五〇	三・五〇	三・五	九八〇・〇

公 告

● 土地改良区役員の変更及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、長浜土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成二十一年六月十五日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	梶原 義兼	南都留郡富士河口湖町長浜五二四番地	平成二十一年五月九日
	三浦 準治	同 七八三番地	同
	三浦 美男	同 一二七六番地	同
	梶原 幸作	同 八六一番地	同
	三浦 利信	同 七八一番地	同
	三浦 志津雄	同 七九九番地二	同
	梶原 幸栄	同 五二七番地	同
	三浦 吉彦	同 七三九番地	同
	三浦 由一	同 七九九番地一	同
	梶原 芳章	同 四三六番地	同

四一・〇	八二五・〇
九・三〇	九六・〇

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	三浦 準治	南都留郡富士河口湖町長浜七八三番地	平成二十一年五月十日
同	三浦 美男	一二七六番地	同
同	梶原 幸作	八六一番地	同
同	三浦 利信	七八一番地	同
同	三浦志津雄	七九九番地二	同
同	三浦 吉彦	七三九番地	同
同	梶原 幸栄	五二七番地	同
同	三浦 考明	八〇八番地	同
同	三浦 由一	七九九番地一	同
同	梶原 芳章	四三六番地	同
監事	三浦 友弥	八一三番地一	同
同	三浦 理策	七四八番地	同

監事	三浦 友弥	八一三番地一	同
同	三浦 理策	七四八番地	同

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番